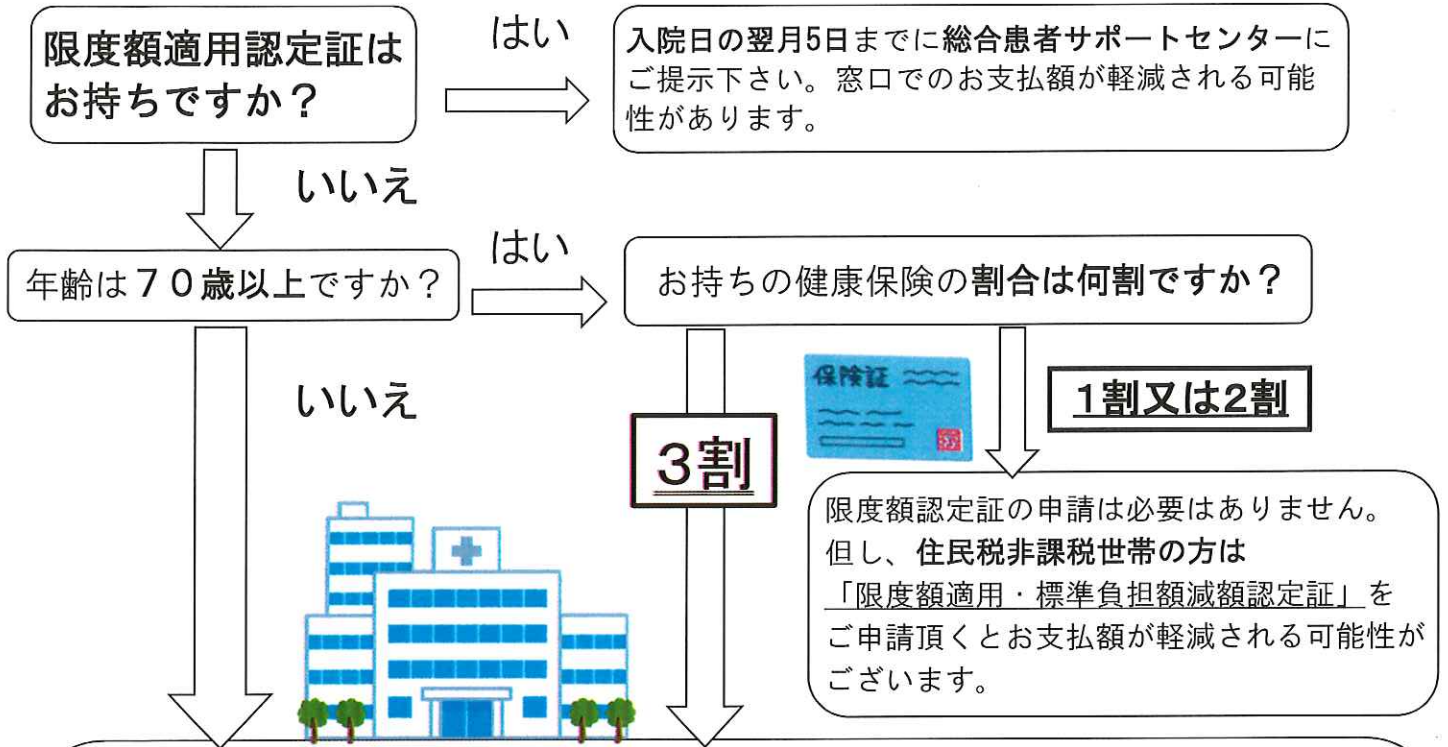


ご入院される患者様

◇70歳以上の方は平成30年8月より、3割負担の上限額が変わりました。それにともない、限度額適用認定証の手続きが必要になります。



限度額適用認定証をお住いの市区町村又は保険組合に申請お願いします。限度額適用認定証をご提示いただくと病院の窓口での支払いが軽減されます。

※但し、患者様の負担金額によっては、軽減にならない事もございます。

※自己負担限度額については患者様ごとに違います。

※70歳以上の方は、限度額適用認定証が発行される場合とされない場合がございます。

※以下の場合は限度額適用認定証がご利用になれませんのでご注意ください。

- ・病院へのご提示が入院日の翌月5日を過ぎた場合
- ・限度額適用認定証のご申請が患者様が亡くなられた後に行われた場合

★限度額適用認定証の申請（問い合わせ）窓口は・・・★

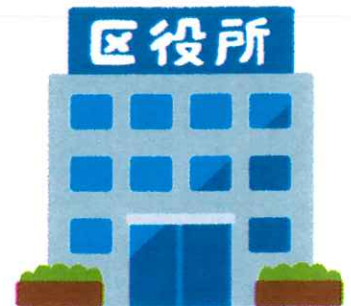
《国民健康保険・後期高齢者の方》

→ お住まいの市区町村役場又は保険組合にご確認下さい。

《社会保険の方》

→ 加入されている健康保険組合又はお勤め先にご確認下さい。

※ **詳細については裏面をご確認ください！！**



限度額適用認定証が交付されたら・・・

限度額適用認定証を総合患者サポートセンターまでご提示ください！！

お手続きはお早めに！！

昭和大学藤が丘病院

【限度額認定証があるとどうなるのか？】

一定金額(自己負担限度額)までの支払いですみます！

《注意》

- ① 食事代、差額ベッド代、文書代等保険適用外の費用については別途お支払いが必要です。
- ② 所得によって区分は違います
- ③ 退院日に認定証が間に合わない場合一度全額お支払頂きますが、翌月5日までにご提示頂ければ差額分をご返金することが可能です
- ④ 月を遡っての使用はできません。当月中に総合患者サポートセンターに提示又は入院係ご相談ください
- ⑤ 限度額認定証を利用しない場合は後日、国民健康保険又は社会健康保険から還付されます

【70歳以上1ヶ月の自己負担限度額はいくら？】 ※計算期間は1日～31日(月額)となります

◇70歳以上の方(※)◇

平成30年8月から、3割負担の方の上限額(月ごと)が下記のように変わりました。
 年収約370～1160万円(課税所得145～689万円)の方は、市区町村役場窓口又は保険組合にて「限度額適用認定証」の交付を申請する必要があります。「限度額適用認定証」が掲示されない場合、窓口でのお支払額が高額になる場合がございます。
 (ただし、その場合でも、上限額を超えて支払われた額を後日払い戻しの申請をすることが出来ます)

★高齢者の低所得の方は【限度額適用・標準負担額減額認定証】が交付され、食事代も軽減されます。

70歳以上で負担割合が3割の方

現役並み	区分	所得区分	自己負担限度額(月額)
	Ⅲ	年収約1,160万円以上 標報:83万円以上 課税所得:690万円以上	252,600円 + (医療費【*1】-842,000円) × 1% (4回目以降限度額【*2】140,100円)
Ⅱ	年収約770万円～約1,160万円 標報:53～79万円 課税所得:380万円以上	167,400円 + (医療費【*1】-558,000円) × 1% (4回目以降限度額【*2】93,000円)	
Ⅰ	年収約370万～770万円 標報:28万円～50万円以上 課税所得:145万円以上	80,100円 + (医療費【*1】-267,000円) × 1% (4回目以降限度額【*2】44,400円)	

(※) 65歳以上の方で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方も対象になります。

【70歳未満1ヶ月の自己負担限度額はいくら？】 ※計算期間は1日～31日(月額)となります

◇70歳未満の方◇

医療機関で支払った医療費の月額が自己負担額を超えた場合、申請することで超えた分(高額療養費)は後日払い戻されていますが、加入している保険者に申請し限度額適用認定証の交付を受け、病院に提示することにより、窓口負担が自己負担限度額までの支払で済み、一時的な費用負担が軽減されます。

区分	所得区分	自己負担限度額(月額)
ア	年収約1,160万円以上 健保:標準報酬月額83万円以上 国保:旧ただし書き所得901万円超	252,600円 + (医療費【*1】-842,000円) × 1% (4回目以降限度額【*2】140,100円)
イ	年収約770万円～約1,160万円 健保:標準報酬月額53万～79万円以上 国保:旧ただし書き所得600～901万円	167,400円 + (医療費【*1】-558,000円) × 1% (4回目以降限度額【*2】93,000円)
ウ	年収約370万～770万円 健保:標準報酬月額28万円～50万円以上 国保:旧ただし書き所得210万～600万円	80,100円 + (医療費【*1】-267,000円) × 1% (4回目以降限度額【*2】44,400円)
エ	年収約370万円未満 健保:標準報酬月額26万円以下 国保:旧ただし書き所得201万円以下	57,600円 (4回目以降限度額【*2】44,400円)
オ	住民税非課税世帯等	35,400円 (4回目以降限度額【*2】24,600円)

【*1】 医療費 …治療等にかかった10割の金額

【*2】 4回目以降限度額 …直近12ヶ月における高額療養費該当月の4回目からの限度額です。